

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの改正（案）  
に係る意見照会に対する回答

資料 4

意見 番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
1	青森県	P8 5 各重点受援県に対し、総括支援チームの派遣等を開始するとしているが、先遣隊や連絡要員が派遣される場合も想定されるため、応援職員と修正してはどうか。	・ご意見を採用します。
2	青森県	P10 2 (2) ア (改行位置の誤り) ア 現地調整会議 → ア 現地調整会議からの報告、関係省庁等から (略) からの報告、関係省庁等から (略)	・ご意見を採用します。
3	栃木県	・P.9 第3の1の表3の※書きについて、「九州ブロック内の被害確認後応援都府県等」となっているため、「九州ブロック内の被害確認後応援県等」と修正してはどうか。 また、被害確認後応援都府県「等」としているため、後に続く括弧内には指定都市に係る記述も含まれるべきではないか。	・宮崎県に係る応援編成計画の特例は、九州地方知事会のメンバーにより、九州ブロック内の各県で応援することを前提に協議し、結論を得たものであり、指定都市は含まれません。「被害確認後応援都府県等」(※第1の2の用語の定義において定められた用語)に続いて、宮崎県の応援県を括弧書きで記載しましたが、ご指摘のように指定都市が含まれるような誤解を招くおそれがあるため、「九州ブロック内の被害確認後応援都府県等のうち福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の中から(略)」と修正します。
4	栃木県	・本アクションプランにおける「被災地域ブロック」は「北海道東北ブロック」以外の5ブロックになると想定されるため、「被災地域ブロック幹事都府県」と修正してはどうか。 (以下、修正想定課所) ※P.4(4)、P.12の4(2)、P.14(4)エ、P.16(3)、P.18第6の1 ※P.13「現地調整会議のイメージ図」 ※P.16(3)「同ブロック内の都道府県から～」	・ご意見を採用します。
5	栃木県	・P.19 第6の1の最後の項目「一時割れ」について、「一部割れ」に修正すべき。	・ご意見を採用します。
6	福井県	防災の視点での検討が必要なため、貴省だけでなく、内閣府防災と連携の上、進めていただきたい。 連携例：内閣府地域防災力強化担当の準備会への参画 等	・内閣府の参画については内閣府にお伝えしますが、強制はできないことにご理解いただきたいと思います。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの改正（案）  
に係る意見照会に対する回答

資料 4

意見 番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
7	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 2 応援職員確保調整本部の設置 (2) 役割</p> <p>応援先が決まっていない即時応援道県等(北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、福岡市)の応援先を調整することが、応援職員確保調整本部の役割に入っていないため、追記すべき。</p>	<p>・第3の2(2)ケで対応します。</p>
8	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 2 応援職員確保調整本部の設置 (2) 役割</p> <p>被害確認後応援都府県等が応援を出せるとなった際の応援先を調整することが、応援職員確保調整本部の役割に入っていないため、追記すべき。</p>	<p>・第3の2(2)ケで対応します。</p>
9	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 4 重点受援県における受援体制 (2) イ 現地調整会議の統括担当 (現地調整会議のイメージ)</p> <p>「応援職員派遣調整チーム」ではなく、「重点受援県」ではないか。</p>	<p>・後者は、第3の4(2)の「応援職員派遣調整チーム」を「重点受援県(応援職員派遣調整チーム)」に修正します。図も同様です。</p>
10	兵庫県	<p>第6 実効性確保のための取組 3 即時応援道県等における平時からの取組</p> <p>「総括支援チーム」は被災市区町村に派遣されるチームであり、都県庁に派遣される職員の事前リスト化が含まれていないため、以下文言を修正 受援都県に派遣する <del>総括支援チーム</del> 及び情報連絡員先遣隊及び応援隊の事前のリスト化(優先順位付け)</p>	<p>・ご意見を採用します。</p>
11	兵庫県	<p>第6 実効性確保のための取組 5 応援体制及び受援体制に関する補足</p> <p>ここでいう先遣隊とは受援都県に対して派遣される先遣隊であると総務省に確認したため、以下文言を削除 先遣隊(<del>総括支援チーム</del>)、応援班(総括支援チーム・対口支援チーム)、後方支援班、統括班等各班の編成。</p>	<p>・ご意見を採用します。</p>

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの改正（案）  
に係る意見照会に対する回答

資料 4

意見 番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
12	佐賀県	<p>○修正箇所無し。 ○個別協定の内容にはなりますが、九州市長会のアクションプランとの整合性を図る必要があると考えておりますので、いざという時に混乱が生じないよう知事会、市長会との調整をお願いしたい。</p>	<p>・今回の改正により、宮崎県に対して応援班を派遣する県（又は佐賀県に対して追加で派遣する県）については、発災後、各被害確認後応援県の被災状況を踏まえて調整することとなります。その際に、九州市長会による派遣状況も考慮することとします。</p>
13	福岡市	<p>【確保調整本部における応援先の検討に対する意見】 九州市長会においては、南海トラフ地震発災後に即時の受援・支援行動を開始できるよう、受援・支援自治体の事前指定が行われている。福岡市においても、発災後は即時に当該事前指定自治体へ職員を派遣し、支援業務を開始することとしている。総務省の「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づく確保調整本部の応援先の調整にあたっては、九州市長会による支援から円滑に移行できるよう、九州市長会の事前指定による派遣状況を考慮して応援先を検討していただきたい。なお、事前指定の組合せにおいては、福岡市の応援先は大分市となっている。 (北九州市は延岡市を、熊本市は宮崎市を応援先として指定)</p>	<p>・今回の改正により、宮崎県に対して応援班を派遣する県（又は佐賀県に対して追加で派遣する県）については、発災後、各被害確認後応援県の被災状況を踏まえて調整することとなります。その際に、九州市長会による派遣状況も考慮することとします。</p>